

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社三和建设工業 浦添市当山 2-8-3 (B-1)
47-004784 代表者 饒平名 久枝
(土木A、ほ装工事A、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和5年1月26日 ～ 令和5年2月25日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
中部土木事務所発注の「小湾川災害復旧工事 (令和3年災3号)」を受注した(株)三和建设工業は、令和3年12月21日付けで請負契約を締結したにもかかわらず、令和4年3月16日に工事続行不能届を提出し (工期：令和4年3月29日迄)、令和4年3月28日付けで契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
契約締結後に請負者の責により工事続行不能となり、契約解除に至ったことは、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内